

令和 6 年第 7 回

東大和市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 2 5 日

東大和市役所会議棟第 4 ・ 5 会議室

東大和市農業委員会

令和6年第7回東大和市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年7月25日（木）午後2時00分

場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室

招 集 者 東大和市農業委員会 会長 岩 田 高 雄

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会長諸報告について

日程第3 報告第19号 農地法第3条の規定による届出について

日程第4 報告第20号 農地法第4条の規定による届出について

日程第5 報告第21号 農地法第5条の規定による届出について

日程第6 議案第13号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

日程第7 議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

日程第8 議案第15号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請について

出席委員（14名）

1 番 原 章 記	2 番 和 地 毅
3 番 橋 本 訓 夫	5 番 杉 本 実
6 番 栗 原 勇	7 番 町 田 悦 郎
8 番 内 野 雄 文	9 番 真 野 春 男
10 番 橋 本 翔 吾	11 番 内 野 博 司
12 番 大 熊 和 春	13 番 岩 田 高 雄
14 番 内 野 純 子	15 番 西 川 慶 子

欠席委員（1名）

4 番 小 林 由美子

出席した職員

事務局長 井 上 昌 弘

係 長 小 川 圭

(午後 2時00分)

事務局長 定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は、小林委員から欠席の連絡をいただいております、14名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望者はありません。

以上でございます。

◎会長挨拶

会 長 皆様、こんにちは。

先週、梅雨明けしましたが、その後毎日が猛暑日となり、追い打ちをかけるように毎日雷雨になるような状況です。今朝のニュースを見ても、埼玉県のいろいろなところで被害も出ているようです。

気象庁の長期予報では、今年の10月まで高温が続くとのことで、秋冬野菜の生育に影響が出ないか心配です。また、11月の産業まつりに向けても、その影響が出ないといいなと思っております。

さて、都知事選挙期間ではありましたが、7月1日に小池都知事が農業事情視察ということで、当市狭山の杉本園製茶工場を視察されました。

6月17日に東京都農林水産振興財団の寺崎理事長より東大和市の農業視察をしたいとの意向を伺い、小池都知事が訪問するので極秘裏に進めて欲しいとの依頼がありました。

7月1日に来訪とのこと、畑を視察いただくには暑過ぎるとの判断から、また、駐車場や警備上の観点から、都知事賞を3度ほど受賞している杉本園を推薦し了解をいただいた次第です。

当日は、手もみ茶の製造工程の視察と試飲をしていただきましたが、杉本園さんには特別な歓待をしていただき、感謝をしているところであります。視察の内容については、7月19日の農業新聞に大きな記事で掲載いただきました。

私自身は、7月18日に農業会議の理事会がありましたので、都庁の秘書室を通じ小池都知事にはお礼の挨拶をさせていただきました。

今日以降も暑い日が続きますので、体調管理に留意くださるようお願いいたします。

以上です。

◎開 会

議 長 ただいまより令和6年第7回定例総会を開催いたします。

本日の議事日程について事務局より報告いたします。

井上事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第8までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第19号 農地法第3条の規定による届出6件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第20号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第21号 農地法第5条の規定による届出5件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第13号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事についての証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第8、議案第15号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請1件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、14番、内野純子委員、15番、西川慶子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議長 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。

7月1日は、JA立川にて北多摩西部地区農業委員会広域連携会議が開催され、西地区6市の農業委員長、職務代理、事務局長が出席しました。

当日は、8月に東京都に提出する来年度の農業政策に関する意見書の取りまとめの会議を行い、その後各市の活動状況の報告が行われました。また、農業会議から東京都における令和6年度の農地対策についての説明がありました。

7月12日は、JA東大和支店において産業まつりの実行委員会が行われ、例年と同様のレイアウト図が配布され、農業委員が担当する共進会についても例年通りの同じ場所で行うとの報告がありました。

7月17日は、東京都農業会議の理事会、常設審議委員会、農政関連報告会、令和7年度に東京都に提出する意見書の内容について協議いたしました。

農政関連報告会では、5月29日に参議院で成立した、農業の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の改正を受けて、農林水産省で農地法、基盤強化促進法、その他農振地域における農業等について改正案が提示されました。現在は、未だ案の段階ですが、農地法、基盤強化促進法については、来年度中頃にまとまる予定です。

7月18日は、本日の議題にもなっております農地の現地調査3件を行って参りました。

以上でございます。

◎報告第19号

議長 長 続きまして、日程第3、報告第19号 農地法第3条の規定による届出6件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 報告第19号 農地法第3条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。朗読いたします。

報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年7月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第19号 農地法第3条の規定による届出6件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第19号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしておりますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第20号

議 長 続きまして、日程第4、報告第20号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 報告第20号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年7月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第20号 農地法第4条の規定による届出1件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第20号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第21号

議 長 続きまして、日程第５、報告第２１号 農地法第５条の規定による届出５件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 報告第２１号 農地法第５条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第２１号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和６年７月２５日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第２１号 農地法第５条の規定による届出５件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第２１号 農地法第５条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第１３号

議 長 続きまして、日程第６、議案第１３号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い１件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは議案第１３号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第１３号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和６年７月２５日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者 1 につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地は、清水 5 丁目にございます畑 1 筆で面積は、885㎡となっております。

次のページは、①の位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会の下、岩田会長、杉本農地部会長、内野雄文委員、事務局で現地調査を行いました。

①の筆では、ミニスイカ、ミニトマト、オクラ、ゴウヤ、サツマイモ、サトイモ、トウガラシ、ピーマン、ナス、ナガネギ、モロヘイヤ、カリフラワー、トウモロコシ、オオバ等多品目の野菜と大輪菊、アスター等の花卉が栽培されておりました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願 1 件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読および説明をいたしました。本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。

それでは、申請者 1 について審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第 14 号

議長 続きまして、日程第 7、議案第 14 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 1 件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせ

井上事務局長。

事務局長 それでは、議案第 14 号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて。

生産緑地法第10条の規定による買取り申し出する生産緑地につき、同条に規定する農業の主たる従事者についての証明願いについて農業委員会の意見を求める。

令和6年7月25日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者1については、死亡し、又は農業に従事することが不可能にさせる故障を有するに至った者の子であります。買取り申出が生じた事由は、主たる農業者であった申出者の母の死亡によるものであります。

買取り申出する生産緑地は、奈良橋1丁目の地目宅地1筆で面積は、628.60㎡でございます。次ページをご覧ください。農地の位置図と裏面は公図の写しであります。

本案件の登記地目が宅地となっていることから、都市計画係に確認したところ、生産緑地は現況が農地であれば指定を受けられるとのことでした。ただし、農地から宅地に転用した場合は指定不可との事です。

次ページの写真をご覧ください。

現地調査当日は申請者本人の立ち合いのもと、岩田会長、杉本農地部会長、内野雅文委員、事務局で現地調査を行いました。

現在の①の農地では、竹を栽培していることを確認いたしました。

以上、生産緑地法第10条の規定による買取り申し出する生産緑地につき、同条に規定する農業の主たる従事者についての証明願1件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請者1の事案について、ご審議いただきます。

本事案は、説明のとおり、申請者の母が生前に農業に従事していたかをご判断していただくものです。

生前申請者の母が営農していたかについて、地区担当委員の意見を求めます。

奈良橋地区担当、栗原勇委員お願いいたします。

栗原委員 それでは、ご報告いたします。

被相続人につきましては、生前農業に従事していたことを報告いたします。

以上でございます。

議 長 栗原委員から報告をいただきました。

現地の状況と併せて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言するものなし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第15号

議 長 続きまして、日程第8、議案第15号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請1件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、議案第15号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第15号 農地法第3条の規定による所有権の移転等許可申請について、農業委員会の意見を求める。

令和6年7月25日 東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者につきましては、譲受人欄に記載されておりますとおりで、譲渡人の子であります。

本事案は、譲受人が譲渡人の農地を農地として所有権を取得するものであります。

農地法3条許可については、これから述べます3つの要件に該当する場合には許可できないこととなっております。

それでは、許可できない要件の説明をいたすと共に、結果について順次説明いたします。

まず、1番目の要件として、「全部効率利用要件」になります。

農地の権利取得者若しくは世帯員等が、農地の全てについて効率的に利用して、耕作の事業を行うと認められるかです。

これにつきましては、申請者の耕作農地全てを現地調査にて確認いたしましたところ、耕作していることが確認できました。

また、耕作を行うにあたり、機械、労働力、技術が備わっているかについてですが、今回の農地が現状、耕作されていることを踏まえまして、備わっていると判断いたしました。

更に申請者から提出された「農地利用計画書」にて今後の耕作の意向を確認しております。

続きまして2番目の要件として、「農作業常時従事要件」になります。農地の権利取得者若しくは世帯員等が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に、常時従事（原則年間150日以上）すると認められるかです。

これにつきましては、毎年行っております「世帯状況調査」及び申請者への聴取で、要件を満たしていることを確認いたしました。

続きまして3番目の要件として「地域との調和要件」になります。取得後において行う耕作の事業内容及び農地の位置、規模からみて、農地の集団の確保に支障を生じないか、ですが主に次のことを確認しております。

①既に集落営農や経営体により、農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得になっていないか。

②地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得となっていないか。

③無農薬や減農薬といった、付加価値が高い作物栽培の取り組みが行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培が事実上困難になるような権利取得となっていないか。

④集落が一体となって、特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずる恐れのある権利取得となっていないか。

以上①から④までについて、いずれも該当しないことを確認いたしました。

以上、農地法第3条の規定による所有権の移転等許可申請について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読及び説明いたしました。

本事案は、説明のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請について、農業委員会が許可する事案です。

ここで簡単に3条許可について説明いたします。

先ず、3条届出との違いですが、大まかに言って相続による所有権の取得が届出になり、今回の贈与や売買等による所有権の取得が許可になります。

この農地法3条による許可申請ですが、申請人は、本申請の許可書により農地を本人名義に登記を変更します。通常は贈与を受けると贈与税が課税されますが、登記の完了後に今度は贈与税の納税猶予の適用を受けるため、適格者であることの証明願いを提出することになります。

現段階で申請者の父親が所有する農地は、既に特例適用農地として相続税の納税委猶予を受けておりますが、贈与税の納税猶予制度は、いわば1世代飛び越してその猶予を受ける特殊な制度です。東京都でもこれが4例目とのことで、稀有な制度とご理解ください。

それでは、審議いたします。

申請者について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言するものなし)

特にないようですので、採決いたします。

許可書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、農地法第3条の規定による所有権移転等の許可書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例総会を閉会といたします。

(午後 2時43分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農業委員長

署名委員

署名委員